

【表紙】

【発行登録番号】 25-投法5

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月7日

【発行者名】 ケネディクス不動産投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 内田直克

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋二丁目2番9号

【事務連絡者氏名】 ケネディクス・オフィス・パートナーズ株式会社
取締役財務企画部長 寺本 光

【電話番号】 03-3519-3491

【発行登録の対象とした売出内国投資証券に係る投資法人の名称】 ケネディクス不動産投資法人

【発行登録の対象とした売出内国投資証券の形態】 投資証券

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成25年2月15日）から2年を経過する日（平成27年2月14日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 15,000百万円

【安定操作に関する事項】

1. 本発行登録書に基づく売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(1)【投資法人の名称】

ケネディクス不動産投資法人

(英文表示：Kenedix Realty Investment Corporation)

(以下「本投資法人」といいます。)

(注) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。

(2)【内国投資証券の形態等】

本発行登録書に従って行われる売出しの対象である有価証券は、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）です。本投資口は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受ける振替投資口であり、振替法第 227 条第 2 項に基づき投資主が発行を請求する場合を除き、本投資法人は本投資口を表示する投資証券を発行することができません。本投資口は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(注) 投信法上、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位を「投資口」といい、その保有者を「投資主」といいます。

本投資口を購入した投資家は、本投資法人の投資主となります。

(3)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(4)【手取金の使途】

該当事項はありません。

(5)【その他】

未定

第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第15期（自 平成24年5月1日 至 平成24年10月31日） 平成25年1月30日関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

ケネディクス不動産投資法人 本店
（東京都港区新橋二丁目2番9号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）